

平成 27・28 年度の富山県建設工事入札参加資格審査に係る 申請要件及び審査基準（主観点数）の改正について

1 改正の趣旨

国土交通省において社会保険等未加入対策に取り組んでいることから、本県においても社会保険未加入対策の一環として、入札参加資格審査において社会保険等の加入を申請要件とする。

また、建設業者の技術力及び地域社会への貢献度をより適切に評価することを基本とする審査基準（主観点数）について、富山県企業局において優良工事表彰制度が創設されたことから、所要の見直しを行うもの。

2 改正の概要

(1) 申請要件の追加

入札参加資格審査の申請要件に以下の要件を追加する。

・健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のすべてに加入していること
（加入義務がある者に限る。）

(2) 主観点数の見直し

補足的数値（主観点数）の県工事表彰に、公営企業管理者賞の受賞者を加点対象として追加（25 点）。

3 施行（適用）期日

平成 27・28 年度の入札参加資格審査から適用

《問い合わせ先》

富山県土木部管理課 入札・契約係

T E L : 0 7 6 - 4 4 4 - 3 3 0 9